

バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（１）

－課題の整理：バングラデシュの司法制度の紹介と 未済事件の滞留等の状況について－

国際協力部教官

黒木 宏太

第１ はじめに

バングラデシュにおいては、裁判所における膨大な未済事件の滞留が深刻な問題とされているところ、JICAは、バングラデシュ側からの要請を受けて、2020年9月から2023年3月までの予定で、バングラデシュ（相手国機関はバングラデシュ法律・司法・国会担当省）に対し、調停制度・事件管理強化を目的とする案件（国別研修）¹（以下「本案件」という。）を実施しており、国際協力部も本案件に協力している。

このうち事件管理については、バングラデシュにおいて、民事裁判手続の遅延解消が課題となっているところ、本案件では、事件管理システムの改善によって民事裁判手続の遅延解消が図られることを目標としている。直近では、2021年11月8日及び9日の2日間にわたり、バングラデシュの法務・司法・議会担当省の職員（民事訴訟迅速化のワーキンググループメンバー）を参加者として、オンラインにて、民事事件の事件管理（ケース・マネジメント）セミナーを実施した。具体的には、広い意味での民事訴訟の迅速化における工夫についての知見提供及び意見交換を目的として、裁判官と書記官の役割分担や争点整理等をテーマとして取り上げた²。

本稿は、本セミナーの内容を紹介するための前提として、これまでのバングラデシュ側の発表³やバングラデシュ最高裁によるレポート等を踏まえて、バングラデシュの司法制度を紹介しつつ、現時点におけるバングラデシュの未済事件の滞留等の課題を整理するものである。本セミナーの内容については次回取り上げることとしたい。本稿における意見や分析は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

¹ JICAは、バングラデシュ側からの要請を受けて、2017年12月から2020年3月まで、バングラデシュに対し、下級裁判所の能力向上を目的とする案件（国別研修）を実施し、その内容は、ADR（裁判外紛争解決）のほか、民事事件及び刑事事件の「事件管理」も中心的なテーマであった。したがって、本案件は、前案件と連続性のあるものである。

² 過去2回（2020年11月及び2021年3月）の事件管理オンラインワークショップの続編であるが、2回目のワークショップ以降、バングラデシュ側において、民事訴訟迅速化のワーキンググループが設置されたことを受けて、本セミナーは、それらのワーキンググループメンバーを対象に行われた。初回のワークショップについては、下道良太「バングラデシュ・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICDNEWS 86号（2021年3月号）139頁以下を参照されたい。<https://www.moj.go.jp/content/001343987.pdf>

³ 特に、第1回本邦研修における、バングラデシュ側の研修員の発表を参照した。第1回本邦研修については、石田正範「第1回バングラデシュ法制度整備支援研修」ICDNEWS 74号（2018年3月号）146頁以下。<https://www.moj.go.jp/content/001296634.pdf>

第2 バングラデシュの司法制度の概要⁴

民事訴訟制度を中心に、バングラデシュの概要を見ていくことにする。詳細については、脚注で言及した文献等を適宜参照されたい。

1 最高裁判所と下級裁判所⁵

バングラデシュの司法制度は、最高裁判所と下級裁判所から構成されている。最高裁判所の中に、上訴部と高等裁判所部があり、独立した高等裁判所はない。

(1) 最高裁判所

ア 上訴部は、長官を含め7名の裁判官（定員）により構成される。

上訴部は、高等裁判所部の判決等への上訴を扱い、上訴理由は、①当該事件において憲法解釈に関わる実質的な法律問題があり、高等裁判所部がそれを認めたとき、②高等裁判所部が死刑または終身刑を言い渡したとき、③高等裁判所部が法廷侮辱により処罰したときである。これらの場合を除いては、上訴部の許可があれば、上訴が認められる。このほかにも、憲法で定められている権限を有する。

イ 高等裁判所部は、下級裁判所の判決等に対する上訴を扱う。また、高等裁判所部は、①海事問題、②会社問題、③令状管轄権などの特定の事件において、原裁判管轄権を行使することもできる。このほかにも、憲法で定められている権限を有する。

(2) 下級裁判所

バングラデシュの下級裁判所も、大きく、2つの部分から構成されており、地方判事裁判所とセッション判事裁判所がある。民事訴訟は地方判事裁判所が、刑事訴訟はセッション判事裁判所が担当している。これらの裁判所の下に、さらに階層ごとに裁判所が置かれており、それらは、訴額や刑罰などにより管轄が異なる。

以下では、民事訴訟と刑事訴訟に分けて、説明する。

2 民事訴訟

一般的な階層として、以下の5つの民事裁判所が存在する。次の図のとおりである。

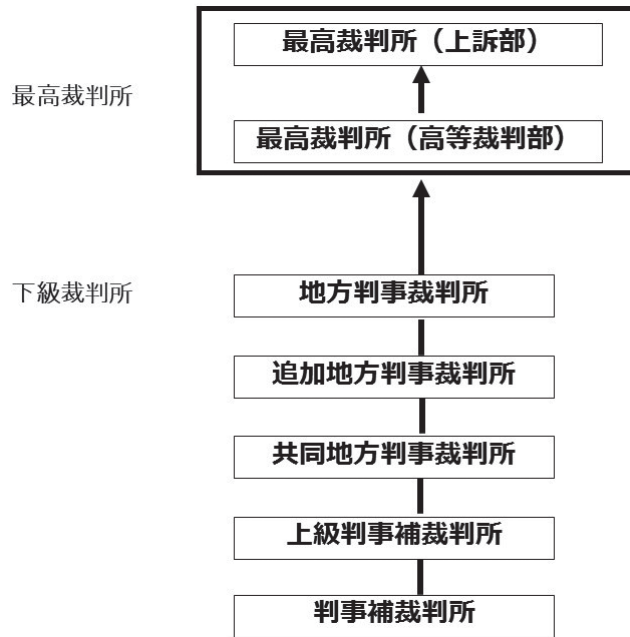
⁴ 下記文献と調査委託報告書を参照した。本文では司法制度の概要のみを示したので、詳細は後者2つの調査委託報告書を適宜参照されたい。

・ Mohammad Abdul Hannan, Md. Arifuzzaman "Separation of Judiciary and Judicial Independence in Bangladesh: An Appraisal" https://www.scirp.org/pdf/oalibj_2021042916022507.pdf

・ 浅野宜之「バングラデシュにおける司法制度」<https://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>

・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所「バングラデシュ法制度調査報告書」<https://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>

⁵ バングラデシュの文献等では、「高等司法機関と下級司法機関」又は「最高裁判所と下級裁判所」という分類で説明され、高等裁判所部はいずれにおいても前者（高等司法機関又は最高裁判所）に分類されている。日本では、高等裁判所は下級裁判所に分類されるので、この点が異なる。



【バングラデシュの民事訴訟制度の図（筆者による仮訳）】

第1審としての事物管轄は次のとおりである⁶。

追加地方判事裁判所は、地方判事裁判所と同じ権限を有するが、地方判事裁判所から移送された事件を扱う。

序列	裁判所	金額
1	地方判事裁判所	全ての民事事件 (ただし、共同地方判事裁判所も全ての民事事件について第一審として裁判権を有していることから、通常、地方判事裁判所が第一審として裁判を行うことはない。第一審管轄権をもつ事項は例外的に法律に規定があるものに限定される。例えば、破産問題、遺言問題などである。)
2	共同地方判事裁判所	全ての民事事件
3	上級判事補裁判所	訴額が20万タカ（約30万円）超、40万タカ以下（約60万円）
4	判事補裁判所	訴額20万タカ以下（約30万円）

訴訟は、管轄を有する最下級の裁判所に提起しなければならない（民訴法15条）。

そのため、例えば、訴額が30万タカ（約45万円）である場合は、地方判事裁判所や共同地方判事裁判所に民事訴訟を提訴することはできず、上級判事補裁判所に提訴しなければならないし、訴額が50万タカ（約75万円）である場合は、地方判事裁判所ではなく、共同地方判事裁判所に提訴しなければならない。

また、地方判事裁判所は、訴額が50万タカ（約75万円）以下の民事訴訟につい

⁶ 前掲注4のアンダーソン・毛利・友常法律事務所「バングラデシュ法制度調査報告書」60-61頁より引用し、若干の加筆修正をした。同報告書と同様に、1タカ=1.5円として計算を行っている。なお、前掲注4の浅野宜之「バングラデシュにおける司法制度」16頁も参照。

ての上訴事件の管轄を有する。したがって、上級判事補裁判所及び判事補裁判所のした判決等に対する上訴と、訴額が50万タカ（約75万円）以下の民事訴訟について共同地方判事裁判所がした判決等に対する上訴を扱うことができる。これら以外の場合、最高裁判所の高等裁判所部が扱う。すなわち、訴額が50万タカ（約75万円）を超える民事訴訟について共同地方判事裁判所がした判決等に対する上訴は、最高裁判所の高等裁判所部が扱う。

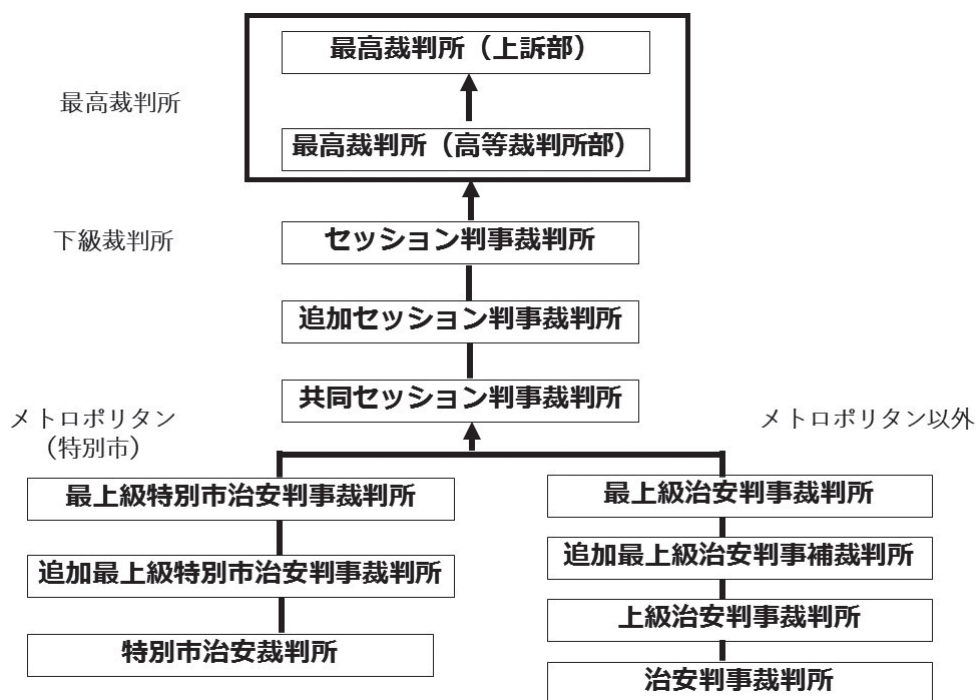
3 刑事訴訟

刑事裁判所は、さらに2つのカテゴリーに分類される。

一つがセッション判事裁判所であり、もう一つが治安判事裁判所である。

セッション判事裁判所については、メトロポリタン以外の地区に3種類のセッション判事裁判所があり、メトロポリタン地区にも同様に3種類のセッション判事裁判所がある。治安判事裁判所については、メトロポリタン以外の地区には4種類の治安判事裁判所があり、他方で、メトロポリタン地区には3種類の治安判事裁判所がある。

これらは次の図のとおりである。



【バングラデシュの刑事訴訟制度の図（筆者による仮訳）】

第3 バングラデシュにおける未済事件の滞留等の課題

1 未済事件の滞留等の状況

第2のとおり司法制度を概観した上で、民事訴訟を中心に、バングラデシュの未済事件の滞留等の課題を見ていくことにする。

バングラデシュにおいては、迅速かつ費用対効果の高い司法サービスを提供するこ

とを目指しているものの、深刻な裁判手続の滞留が問題となっている。バングラデシュで実施された民事司法制度について調査・研究によって、バングラデシュの民事裁判所が事件の滞留で過重な負担を強いられている状況が示されているとのことであり、しかも、膨大な数の事件が、何年も処理待ちの訴訟件数に加わっているため、状況は年々悪化している。もちろん、新たな民事訴訟の提起は、毎年の処理件数より多い。

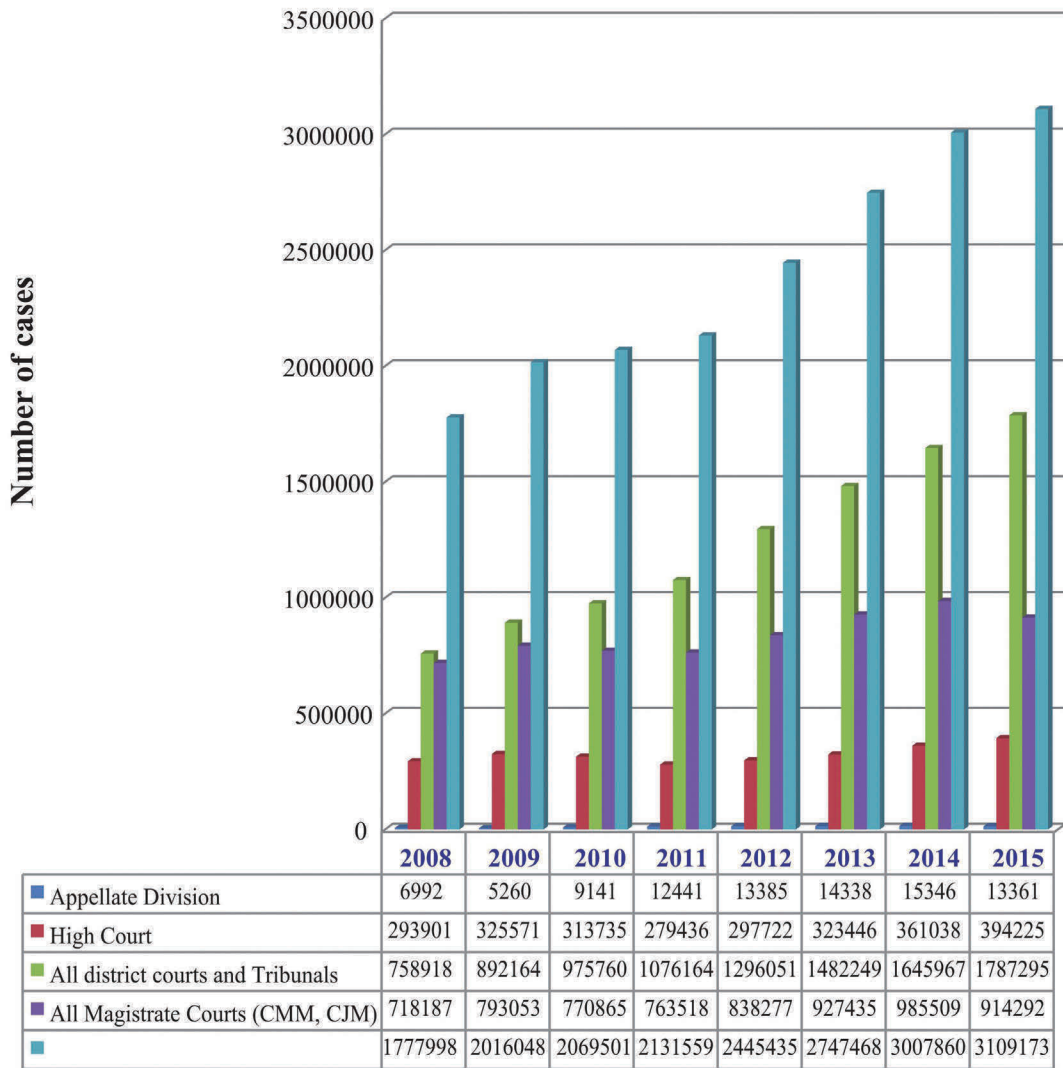
具体的には、バングラデシュでは、約300万件の事件が、様々な裁判所（最高裁判所及び下級裁判所）に山積みされ、事件や訴訟が処理されるまでに平均10～15年の期間を要しているとのことである。第1回本邦研修における資料によれば、2016年12月31日時点における裁判所の未済事件は、合計315万6878件（①最高裁判所上訴部1万3672件、②最高裁判所高等裁判所部42万4994件、③下級裁判所271万8212件）であり、毎年新受事件数が処理事件数を上回っている⁷ため、状況は年々悪化している。本セミナー中に、未済事件の状況を尋ねたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による裁判遅延などもあり、2021年現在、合計約350万件まで達しているとのことであった。

Serial	Name of the Courts	Pending before 1 st January 2016	Newly filed and revival after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Transfer	Still Pending (under trial)
1	Bangladesh Supreme Court (Appellate Division)	13361	9945	23306	9634		13672
2	Bangladesh Supreme Court (High Court Division)	394225	70647	464872	39878		424994
3	All District and Sessions Judge Courts & Tribunals	1787295	592361	2379656	503246	23734	1852676
4	All Magistrate Courts	914292	732049	1646341	780805		865536
	Total	3109173	1405002	4514175	1333563	23734	3156878

【バングラデシュの全裁判所における未済事件（2016年12月31日現在）】

⁷ 2016年は、新受事件が140万5002件（①最高裁判所上訴部9945件、②最高裁判所高裁部7万647件、③下級裁判所132万4410件）で、処理事件が133万3563件（①最高裁判所上訴部9634件、最高裁判所高裁部3万9878件、③下級裁判所128万4051件）であり、未済事件の増加は7万1439件である。

Year-wise consolidated pending cases (2008-2015)



【全裁判所における未済事件の推移（2008年～2015年）⁸】

(1) 最高裁判所上訴部

2016年12月31日現在の統計は下記のとおりである。なお、バングラデシュの最高裁による年次報告書（Annual Reports）より、1972年からの推移を見ると、2010年より上昇傾向であるが、2020年には多くの未済事件を処理できたことがうかがえる。

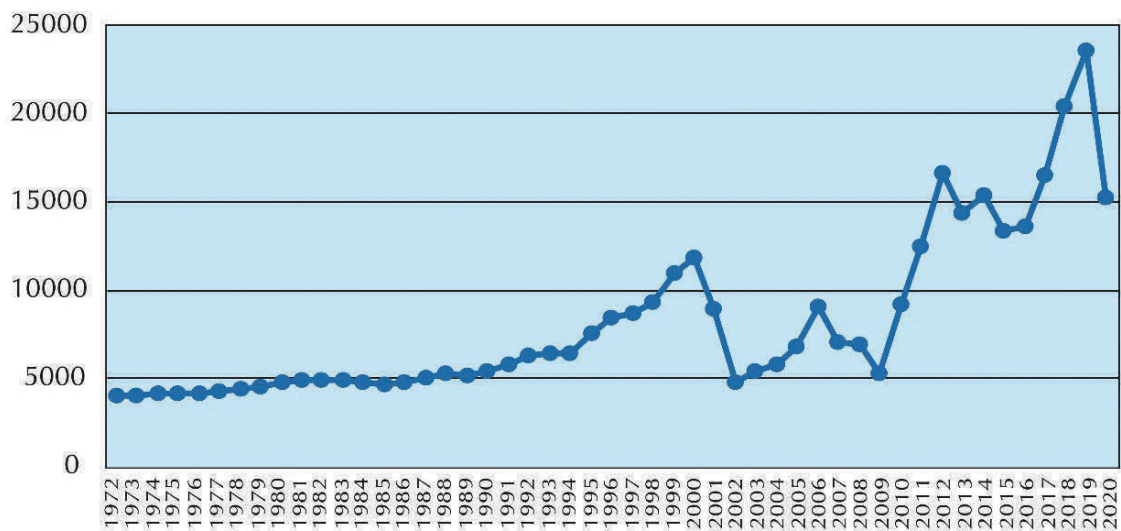
⁸ バングラデシュ最高裁による“Strategic Plan of Supreme Court of Bangladesh”より。以下同じ。http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Strategic_Plan.pdf

Name of the Court	Nature of Civil Cases	Pending before 1 st January 2016	Newly Filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Still Pending
Appellate Division, Supreme Court of Bangladesh	Civil Petition	7088	4044	11132	6580	4552
	Civil Review	504	652	1156	244	912
	Civil Miscellaneous Petition	1320	1585	2905	541	2364
	Civil Appeal	1658	748	2406	482	1924
	Contempt Petition	67	34	101	17	84
	Total	10637	7063	17700	7864	9836

【最高裁判所上訴部における民事事件（2016年12月31日現在）】

Name of the Court	Nature of Criminal Cases	Pending before 1 st January 2016	Newly filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Still Pending
Appellate Division, Supreme Court of Bangladesh	Criminal Petition	867	1271	2138	1186	952
	Criminal Review	79	90	169	95	74
	Criminal Miscellaneous Petition	992	1327	2319	385	1934
	Criminal Appeal	654	173	827	91	736
	Jail Petition	100	15	115	5	110
	Jail Appeal	32	6	38	8	30
	Total	2724	2882	5606	1770	3836

【最高裁判所上訴部における刑事事件（2016年12月31日現在）】



【最高裁判所上訴部における未済事件の推移（1972年～2020年）⁹⁾】

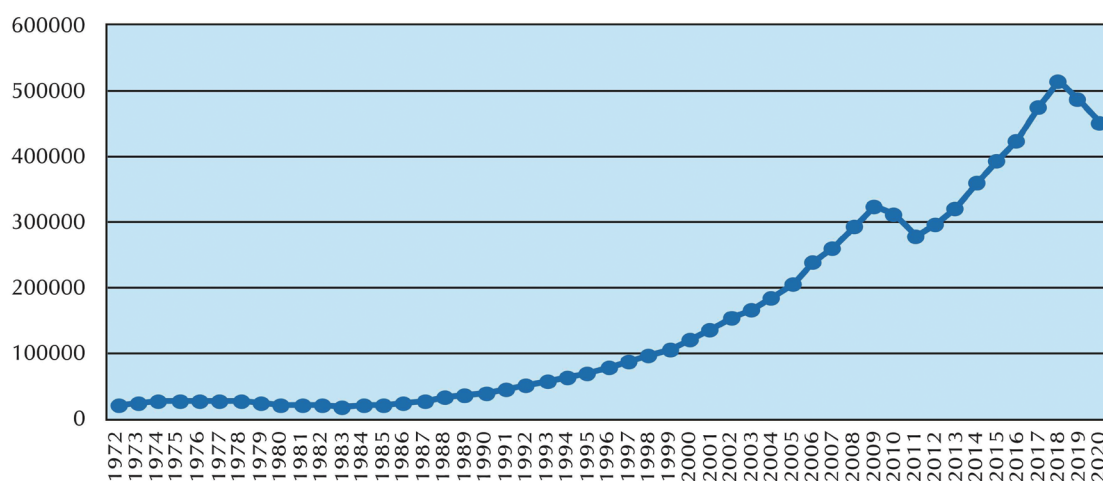
⁹⁾ バングラデシュ最高裁による“Annual Report 2020”より。以下同じ。http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Annual_Report_2020.pdf

(2) 最高裁判所高等裁判所部

2016年12月31日現在の統計は下記のとおりである。なお、バングラデシュの最高裁による年次報告書（Annual Reports）より、1972年からの推移を見ると、上訴部と同様に、2010年より上昇傾向であるが、2020年には多くの未済事件を処理できたことがうかがえる。

Name of the Court	Nature of Cases	Pending before 1 st January 2016	Newly filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
High Court Division, Supreme Court of Bangladesh	Civil	87310	6526	93913	3665	90248
	Criminal	237964	45345	283317	25836	257481
	Writ	62157	16965	79183	9857	69326
	Original	6794	1665	8459	520	7939
	Total	394225	70501	464872	39878	424994

【最高裁判所高等裁判所部における民事事件及び刑事事件
（2016年12月31日現在）】



【最高裁判所高等裁判所部における未済事件の推移（1972年～2020年）】

(3) 下級裁判所

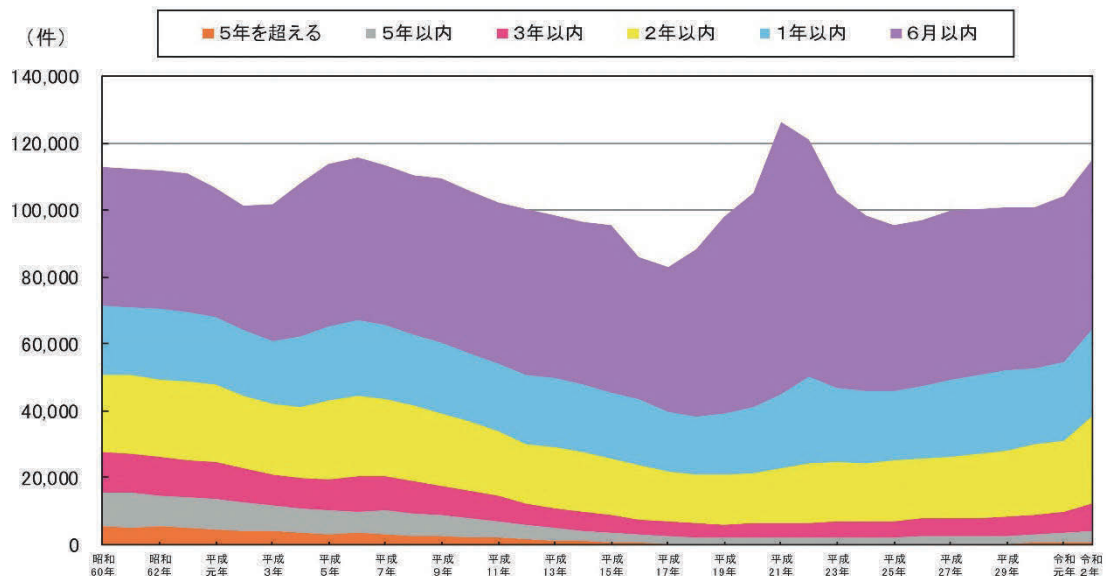
ア 民事事件

2016年12月31日現在の民事事件の統計は下記のとおりであり、未済事件は合計120万件を超えている。

Serial	Name of the Division	Pending before 1 st January 2016	Newly filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	429169	88560	517729	71729	446000
2	Chittagong	221722	30325	252047	41252	210795
3	Rajshahi	153030	32511	185541	33080	152461
4	Khulna	176463	36684	213147	28894	184253
5	Barisal	79258	18228	97486	15119	82367
6	Sylhet	48979	14906	63885	11016	52869
7	Rangpur	77882	22152	100034	23525	76509
	Total	1186503	243366	1429869	224615	1205254

【全民事裁判所における民事未済事件（2016年12月31日現在）（7地区別）】

参考までに、日本の民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の未済事件の状況¹⁰は次の図のとおりである。裁判所データブック2021¹¹によれば、2020年における第一審民事未済事件は、地方判事裁判所の第一審民事通常訴訟事件11万4740件、地方判事裁判所の行政事件2501件、簡易裁判所の第一審民事通常訴訟事件は9万2678件、高等裁判所の第一審行政訴訟事件153件である。なお、2020年における控訴審未済事件は、高等裁判所の民事訴訟事件5420件、高等裁判所の行政訴訟事件364件、地方裁判所の控訴事件1652件である。



【日本の地方裁判所における民事未済事件の係属期間別事件数の推移（1985年～2020年。各年12月末時点）】

¹⁰ 最高裁事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）（令和3年7月30日公表）」より。「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09_houkoku_zentai.pdf

¹¹ 最高裁判所「裁判所データブック2021」https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/datebook/2021/db2021-ALL.pdf

バングラデシュの人口は約1億6500万人（2020年）、日本の人口は1億2500万人（2020年）であり、バングラデシュの人口の方が若干多いものの、第一審レベル（日本の簡易・地方裁判所レベル）の民事未済事件数を比較すると、バングラデシュは約120万件、日本は約21万件（控訴事件含む）であるので、バングラデシュのほうが遙かに未済事件が多いこと（約6倍）が分かる。

イ 刑事事件

2016年12月31日現在の刑事事件の統計は下記のとおりであり、未済事件は合計151万件を超えている。

Serial	Name of the Division	Pending before 1 st January 2016	Newly filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Transfer	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	216946	114398	331344	92589	2826	235929
2	Chittagong	122679	70240	192919	53887	5951	133081
3	Rajshahi	75482	49444	124926	38302	4719	81905
4	Khulna	75528	40391	115919	35738	2957	77224
5	Barisal	21897	18786	40683	15997	1020	23666
6	Sylhet	35920	25323	61243	17045	2969	41229
7	Rangpur	52340	30413	82753	25073	3292	54388
	Total	600792	348995	949787	278631	23734	647422

【セッション判事裁判所における刑事未済事件
（2016年12月31日現在）（7地区別）】

Serial	Name of the Division	Pending before 1 st January 2016	Newly filed after 1 st January 2016	Total	Disposed of	Still Pending (under trial)
1	Dhaka	413995	327906	741901	341318	400583
2	Chittagong	150063	134879	284942	141448	143494
3	Rajshahi	73997	82384	156381	79041	77340
4	Khulna	86205	59971	146176	64260	81916
5	Barisal	53870	63116	116986	66885	50101
6	Sylhet	55103	35274	90377	44308	46069
7	Rangpur	81059	28519	109578	43545	66033
	Total	914292	732049	6646341	780805	865536

【治安判事裁判所における刑事未済事件（2016年12月31日現在）（7地区別）】

参考までに、裁判所データブック2021によれば、2020年における第一審刑事未済事件は、地方裁判所の第一審事件2万3365件、簡易裁判所の通常事件908件、簡易裁判所の略式事件4519件である。なお、2020年における高等裁判所の未済事件は、第一審事件0件、控訴事件1466件である。

第一審レベル（日本の簡易・地方裁判所レベル）の刑事未済事件数を比較すると、バングラデシュは約151万件、日本は約2万8800件（略式事件含む）であるので、バングラデシュのほうが遙かに未済事件が多いこと（約52倍）が分かる。

2 未済事件の原因

バングラデシュの観点からの分析によれば、手続法と実務の両方の側面から、事件の滞留を急速に増加させている要因がある。事件処理が遅滞する主な原因として、次のようなものが挙げられている。第1回本邦研修におけるバングラデシュ側の発表を参照したものであるので、いずれも、2017年時点における分析であることに留意されたい。

(1) 民事事件について

① 社会・人口統計学的原因（人口増加・社会構造変化に伴う裁判事件の増加）

バングラデシュは人口密度の高い国であり、国民の多くが農業収入に依存している。そのため、土地に関する紛争は、人口の増加に伴い急増している。滞留する事件数と裁判官数を考慮すると、1年間に1人の裁判官が処理すべき事件数は1875件に上るようである。また、近年、人々の社会経済活動により、新たな事件の提起が増加している。この膨大な仕事を処理する裁判官の数は、必要な数よりも少ない。バングラデシュでは、およそ10万6250人に対して1人の裁判官がいる。この裁判官と人口の比率は、滞留状況を悪化させる主な原因の1つである。

② 研修施設の不足

新任裁判官は、就任後すぐに裁判所の指揮をとらなければならない。そのため、裁判やADRに関して、適切かつ十分な研修が受けられない。そのような状況を受け、職業に就いた当初から不満を抱き、その結果、勤務態度が悪くなり、業績も悪くなってしまいうような状況もみられる。また、技術やノウハウも不足している。遅ればせながら訓練を受けたとしても、訓練前にある程度の期間勤務した裁判官は、ほとんどの場合、独自のマインドセットを持ってしまっており、裁判官の理想的な技術等とは相容れないことが多く、目的を達成することはできない。

③ 統合的なケースマネジメントの戦略や政策の不存在

2017年現在、バングラデシュには、統合的な訴訟管理戦略や方針を定めた明確な文書や仕組みはない。裁判官は、伝統的で古い訴訟の処理メカニズムに従わなければならない。膨大なバックログを管理するためには、しばしば、様々な回覧、命令、指示を出して、実務上の指示やガイドラインを作成しなければならない。

- ④ 法的問題による遅延－訴訟の重大性に基づく分類の不在，審理期間等に関する強制規定がない，中間処理案件の多さ等－

様々な期限を定めた法律の規定が強制力を持たないため，事件の滞留が発生するのである。現行の訴訟法では，訴訟の開始から終了まで後記のとおり9つの段階があり，法律が一定の期限を定めているが，これらが適切に順守されていない。

No	Contents	Time Limit
1	Institution of Suits	According to Limitation Act.
2	Service of Summons	5 working days from the date of filing suits.
3	Submission of written statement by the defendant	30+30=60 working days
4	Steps for ADR	if parties agreed 60+ 30 days
5	Framing of Issues	within 15 working days
6	Discovery and Inspection	within 14 working days from the date of notice
7	Settling Date	Within 120 days.
8	Final Hearing	Within 120 working days from the date of fixing final hearing
9	Judgment and Decree	Within 7 days from the date of hearing argument and decrees to be drawn up within 7 days from the date of Judgement

【9つの段階と一定の期限】

- － 訴訟の重さによる分類もなく，当事者の上訴にも制限がない。小さな問題であっても，当事者は，最高裁判所に上訴することができ，裁判が長引く。
 - － 法律には，期限を遵守させる強制力がないため，遅延が発生する。
 - － 当事者が，訴訟のどの段階でも仮命令の申請を行うことができる規定があるため，訴訟の滞留が発生する。
 - － 訴訟のどの段階でも，弁論趣意書を変更できるようにしたために，訴訟が遅延する。
 - － 裁判官の二重の負担による遅延。つまり，地方判事裁判所，追加地方判事裁判所，共同地方判事裁判所では，裁判官は，民事事件と刑事事件の両方を審理することがある。このような二重の負担により，裁判官は疲労し，場合によっては民事事件や刑事事件のいずれかを処理することに無関心になる。
- ⑤ 伝統的な司法制度に内在する問題点
- 裁判長や弁護士が，民訴法等を厳格に遵守することに消極的であることが見受

けられる。

⑥ 各種機関の機能不全

土地行政を担当する部局が、権利記録の作成と維持に関し、しばしば適切な業務を行わず、それが裁判所に民事訴訟が持ち込まれる原因となっている。また、教育、社会福祉、貿易・商業、行政などの部門が、上手く機能せず、膨大な数の民事訴訟を発生させることもある。

⑦ 裁判所の貧弱なインフラとデジタル記録管理の不存在

現在はデジタル化の時代で、世界や国家の他の部門が最も洗練された方法論で動いているのに、司法は遅れをとっている。裁判所の機能のほとんどは、いまだに手作業で行われている。コンピューター、ファックス、その他の設備も十分ではない。記録は、最も時代遅れの方法で法廷に山積みされ、それがまた事件の滞留を引き起こす一因となっている。

(2) 刑事事件について

① 証人の適時出頭の不徹底

裁判所への証人の適時の出頭を確保するのは検察の義務である。しかし、ほとんどの場合、検察官が証人を出頭させないため、何年も訴訟遅延することがある。また、検察官が証人を出頭させないだけでなく、当事者が証人を連れてくるのを躊躇した結果、大幅な遅延が発生したケースもある。

② 捜査手続の遅延

刑事事件は、警察署等への告訴状提出から始まる。一方、裁判は、捜査報告書が裁判所に提出された後に開始される。刑事事件の捜査が完了するまでに、捜査当局が何年もかかることもあるようである。捜査報告書の提出の遅れは、事件を遅滞させる重大な原因の一つである。

③ 刑事事件の発生率の高さ

最近では、他の方法で簡単に解決できるような些細な問題であるにもかかわらず、多くの刑事事件が裁判所に持ち込まれているようである。もし、事前にADRメカニズムやその他のコミュニティ司法制度があれば、正式な司法制度はこのような大量の事件を扱う必要はないかもしれない。

④ 司法関連機関の説明責任の欠如

刑事司法では、警察、検察、裁判所、刑務所、医療機関、非政府組織、人権団体など様々な機関が、法律や慣行に従って、明確な役割を担っている。刑事司法システム全体が適切に機能するためには、これらの機関のそれぞれが、調整と説明責任を果たさなければならない。しかし、実際にはそのようにはなっていない。

⑤ 法律の規定の厳格な遵守の欠如

法律には、検察官が適切な措置を講じず、証人を法廷に出頭させなかった場

合、どのような結果になるかという規定がある。しかし、ほとんどの場合、検察官は、法律の規定を守ろうとせず、それが事件の滞留の原因ともなっている。

⑥ 物流の制約

刑事裁判所には、捜査や裁判の段階で刑事事件を処理するために、必要なインフラ等が適切に整備されていない。例えば、法廷の部屋は、弁護士、警察、その他の法廷訪問者等の法廷利用者を収容できるような適切なものにはなっていない。さらに、裁判所や刑務所には、ビデオ会議システムを通じて、証拠や当事者の出頭を記録するための近代的な技術が用意されていない。このように、近代的な技術支援と法廷設備の不足が、システムを停滞させている。

3 これまでの事件管理セミナーにおける民事訴訟が遅滞する原因の分析

これまでの事件管理セミナーにおいて、未済事件の原因について、バングラデシュ側と日本側とで、意見交換をしてきた。その結果、バングラデシュの民事訴訟手続のうち、滞留の原因となっていると考えられたのは、前掲注1の下道良太「バングラデシュ・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICDNEWS 86号（2021年3月号）の145頁以下において、下道教官が分析しているとおりである。詳細は、そちらを参照していただきたいが、こちらでも簡潔に記載する。

ア 訴えの提起、訴状の送達

召喚状の送達については、被告が召喚状を受け取らないことが多いとの意見が出された。また、バングラデシュにおいても、公示送達や付郵便送達のように受送達者が現実を受け取ったか否かにかかわらず送達の効力が生ずる制度は存在するものの、このような制度により送達の効力が生じた後であっても、後に受送達者が裁判所に対してその無効を主張することができ、これによって多くの欠席判決が覆され、手続のやり直しを強いられているとのことで、訴訟遅延の一因になっている。

また、日本の住民登録制度のように市民の住所を把握できる制度がないこと、送達に携わる裁判所職員の不足や怠慢も、送達が適切に行われていない原因として挙げられた。

イ 審理手続

下記のようなものが、訴訟遅延の原因として挙げられた。

- ・口頭弁論において、当事者が主張を逐一口頭で陳述しなければならず、この陳述自体に時間がかかる
- ・期日の手続記録を、書記官等の裁判所職員ではなく裁判官自らが作成しているため負担である
- ・当事者から引き延ばしを企図する濫用的なものも含め、期日変更の申立てが頻繁に行われ、裁判所もこれを安易に認めている
- ・訴えの追加・変更が五月雨式に認められる

ウ 争点整理・尋問

審理の長期化については、一般的には、争点が絞り込めず、証人の数や尋問事項が多くなり、尋問期日に時間を要するということが原因の一つとして考えられる。ある裁判官の感性的なものであるが、一般的な事件において、証人の数は、平均して8～10人という回答が返ってきた。

また、尋問の段階で新たな証拠が請求されることがあり、その場合は更に期日を指定することになって審理期間が長くなるという問題も示された。

その他、尋問に関しては、規則上尋問は連続して行うことになっているが現実には難しく、尋問期日間に時間が空いてしまうこと、代理人が引き延ばしのため証人を出席させないことなどの問題が挙げられた。

エ その他

バングラデシュでは訴訟代理人の弁護士が手続に対し協力的でないという問題がある。前記のとおり、遅延目的で期日変更の申立てを繰り返したり、五月雨式に主張の追加・変更を行っており、これらが審理期間の長期化に直結している。

事件の種類別では、土地に関する紛争が長期化することが多いとのことであった。その理由として、長期間の占有の証明が難しいこと、登記内容が不正確であることなどが挙げられた。

第4 終わりに

本稿では、本セミナーの前提となる、バングラデシュの課題、すなわち、バングラデシュの司法制度は膨大な未処理案件を抱えていることについて紹介した。

訴訟遅延の解消と訴訟の促進は、裁判所においては、万国共通のテーマである。個々の裁判官に焦点を当てれば、各裁判官の事務負担が、その処理能力を超えたときには、訴訟が遅延し、未済事件の増加という現象が生じる。裁判所全体としてみると、日本は、欧米等の諸外国と比べて、裁判官の数は、対人口比において相対的に少ないが、これらの問題に対し、様々な工夫により、訴訟の審理期間の短縮を図るなどしながら、対処してきたところであり、平均的な審理期間は欧米等の諸外国と遜色ないレベルにあると思われる。

本セミナーでは、このような日本の状況を踏まえて、工夫例などを紹介しながら、民事訴訟の遅延解消に関する知見を提供した。本セミナーの内容については、次号で紹介することとしたい。